

舞鶴市新型インフルエンザ等対策
行 動 計 画
概 要 版

平成 26 年 10 月

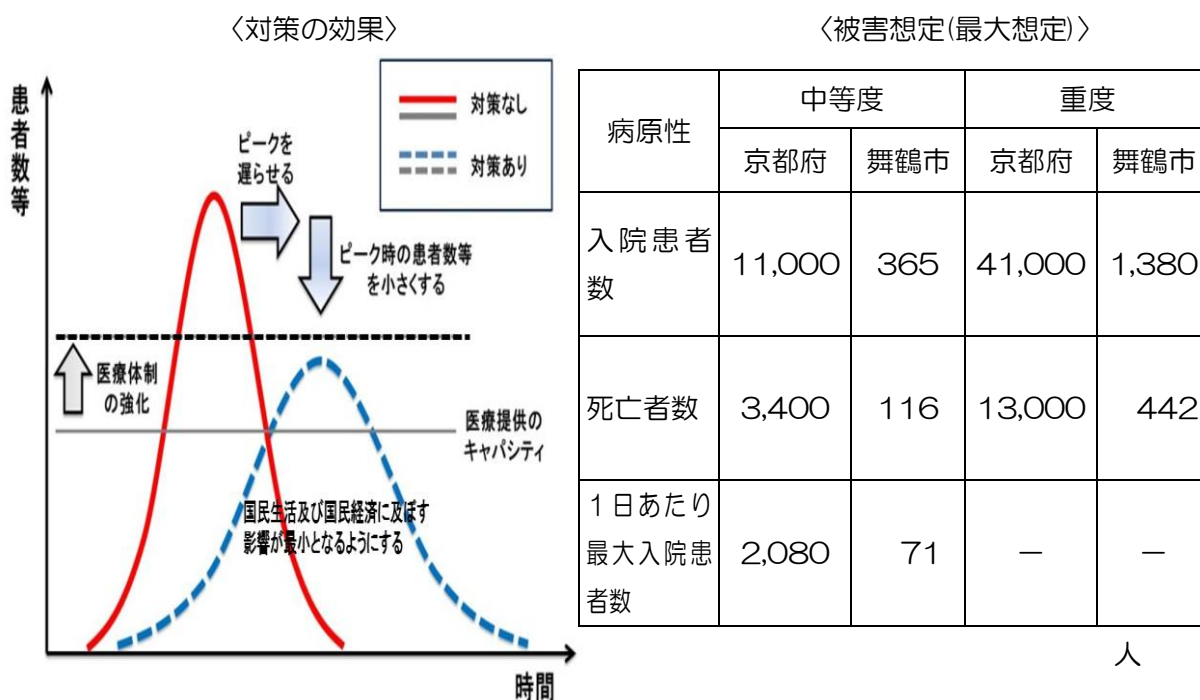
舞 鶴 市

I. 計画策定の背景

- 新型インフルエンザは、ほとんどの人が新型のインフルエンザに対する免疫を獲得していないため、世界的なパンデミックとなり、大きな健康被害とこれに伴う社会的影響をもたらすことが懸念されている。
- 平成 25 年 4 月には、病原性が高い新型インフルエンザや同様な危険性のある新感染症が発生した場合には、国民の生命及び健康を保持し、国民生活及び経済に及ぼす影響が最小となるようにすることを目的に「新型インフルエンザ等対策特別措置法」が施行された。
- 本市においては、特措法第 8 条の規定により、新型インフルエンザ等対策の実施に関し、「舞鶴市新型インフルエンザ等対策行動計画」を策定する。

II. 対策の実施に関する基本的な方針

- 感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保持する。
- 市民生活及び市民経済に及ぼす影響が最小となるようにする。



III. 市行動計画の主要 7 項目

市行動計画では、(1) 実施体制、(2) 情報提供・共有、(3) まん延防止に関する措置、(4) 予防接種、(5) 市民生活・市民経済の安定に関する措置、(6) サーベイランス・情報収集、(7) 医療の主要 7 項目に分けて立案している。各項目の概要については以下のとおり。

(1) 実施体制

未発生期においては、庁内各部署等において、連携を確保しながら庁内一体となった取り組みを推進する。

海外又は国内において新型インフルエンザ等が発生し、政府対策本部または府対策本部が設置された場合には、舞鶴市新型インフルエンザ等対策連絡調整会議を設置し、対策を開始する。政府対策本部長が特措法に基づき、緊急事態宣言を行った場合には、速やかに、市長を本部長とする市対策本部を設置する。

(2) 情報提供・共有

情報提供・共有については、市のみならず、国、府、近隣市町、関係機関、事業者、地域等の多様な主体が連携して取り組むことが重要であることから可能な限り、府と連携して努めることとする。

市は、最も住民に近い行政主体であることを踏まえ、市民に対する情報提供及び相談受付等について中心的な役割を担う。

(3) まん延防止に関する措置

個人対策や地域対策、職場対策、予防接種など複数の対策を組み合わせを行い、対策の効果と影響とを総合的に勘案し、実施する対策の決定や実施している対策の縮小・中止を行う。

発生の初期段階から、マスク着用、咳エチケット、手洗い、うがい、人込みを避ける等の基本的な感染対策を実践するよう促す。

また、緊急事態宣言発出時においては、府が必要に応じて不要不急の外出自粛要請を行う。

(4) 予防接種

特定接種・・・特措法第 28 条に基づき、「医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため」に行うものであり、政府対策本部長がその緊急の必要があると認めるときに、臨時に行われる予防接種をいう。

住民接種・・・市民に対して行われる予防接種のことで、原則として集団的接種を実施する。接種順位に関しては、国の基本的な考え方に基づき、ワクチン供給が可能になり次第関係者の協力を得て、接種を開始する。

(5) 市民生活・市民経済の安定に関する措置

市民生活及び経済活動への影響を最小限とできるよう、国、府、近隣市町、関係機関、登録事業者等と連携を図りながら、特措法に基づき事前に十分準備を行う。

(6) サーベイランス・情報収集

いずれの段階においても、新型インフルエンザ等に関する様々な情報を、国内外から系統的に収集・分析し判断につなげること、また結果を関係者に迅速かつ定期的に還元することにより、効果的な対策に結びつけることが重要である。このため、市は、市が設置する学校・保育所及び医療機関等において、国及び府が実施する各種のサーベイランスに協力するものとする。

また、情報を公表する際には、個人情報保護に十分留意することとする。

(7) 医療

市は、府が設置する二次医療圏等の圏域を単位とし、府保健所を中心として、地域医師会、地域薬剤師会、協力医療機関、薬局、市町村、消防機関等の関係者からなる対策会議に参加し、地域の関係者と密接に連携を図りながら地域の実情に応じた医療体制の整備を推進することに協力する。

IV. 市における各段階別対策概要

	未発生期	海外発生期	国内発生早期	国内感染期	小康期
対策の考 え方	<ul style="list-style-type: none"> ・発生に備えた情報収集及び提供 ・発生に備えた体制整備 	<ul style="list-style-type: none"> ・市内発生に備えた情報収集及び提供 ・市内発生に備えた体制整備 	<ul style="list-style-type: none"> ・流行のピークを遅らせるための対策の実施 ・感染拡大に備えた体制整備 	<ul style="list-style-type: none"> ・積極的な感染拡大防止から被害軽減に切り替え ・健康被害を最小限に抑制、市民生活・市民経済への影響を最小限に抑制 	<ul style="list-style-type: none"> ・第二波に備えた第一波の評価と情報収集・提供 ・社会経済活動の回復支援
(1) 実施体制	<ul style="list-style-type: none"> ・市行動計画の策定 ・体制の整備と国・府等との連携強化 	<ul style="list-style-type: none"> ・体制整備と国・府等との連携強化 ・国及び府に対策本部が設置された場合は、連絡調整会議を設置 ・国が決定する基本的方針等に基づく措置の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・体制整備と国・府等との連携強化 ・国及び府に対策本部が設置された場合は、連絡調整会議を設置 ・国が決定する基本的方針等に基づく措置の実施 ◆市対策本部を設置し、必要な対策を実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・国が決定する基本的方針等に基づく措置の実施 ◆市対策本部を設置し、必要な対策を実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・国の基本的対処方針の変更等を踏まえた対策の縮小・変更 ・市対策本部の閉鎖
(2) 情報提供・共有	<ul style="list-style-type: none"> ・国・府及び関係機関等からの情報収集・提供 ・市民等への情報提供 ・相談窓口の設置準備 	<ul style="list-style-type: none"> ・国・府及び関係機関等からの情報収集・提供 ・市民等への情報提供 ・相談窓口の設置 	<ul style="list-style-type: none"> ・国・府及び関係機関等からの情報収集・提供 ・市民等への情報提供 ・相談窓口の充実・強化 	<ul style="list-style-type: none"> ・国・府及び関係機関等からの情報収集・提供 ・市民等への情報提供 ・相談窓口の充実・強化 	<ul style="list-style-type: none"> ・国・府及び関係機関等からの情報収集・提供 ・市民等への情報提供 ・相談窓口の縮小

(3) まん延防止に関する措置	・個人レベルでの対策の普及	・基本的な感染対策の実施を促進	・まん延防止のための対策の強化 ◆外出自粛等へ協力、学校等の臨時休業等の措置の実施	・まん延防止のための対策の強化 ◆外出自粛等へ協力、学校等の臨時休業等の措置の実施	
(4) 予防接種	・特定接種対象者の登録の協力 ・予防接種体制の構築 ・予防接種に関する情報提供	・特定接種対象者への接種 ・住民接種の具体的な接種体制を準備 ・予防接種に関する情報提供	・住民接種の優先接種対象者への接種 ・予防接種に関する情報提供 ◆住民に対する臨時予防接種の実施、情報提供	・住民接種の実施 ・予防接種に関する情報提供 ◆住民に対する臨時予防接種の実施、情報提供	◆流行の第二波に備えた住民接種の実施
(5) 市民生活・市民経済の安定確保に関する措置	・市の業務継続のための計画の策定 ・発生に備えた要援護者への生活支援に向けられた支援体制の構築 ・一時的な遺体安置施設の検討 ・対策に必要な物資、資材の備蓄	・要援護者への情報提供 ・一時的な遺体安置施設等の確保 ・市の業務継続のための対策準備	・要援護者支援の実施 ・遺体の円滑な火葬対応等 ・市の業務継続のための対策実施 ◆水の安定供給、生活物資の安定確保の要請	・要援護者支援の実施 ・在宅療養患者への支援 ・遺体の円滑な火葬対応等 ・市の業務継続のための対策実施 ◆水の安定供給、生活物資の安定確保の要請	・生活物資の安定確保 ・要援護者の支援
(6) サーベイランス・情報収集	・学校等における調査に協力	・学校等における調査に協力	・患者等の全数把握、学校等における集団発生の把握に協力	・国及び府のサーベイランス変更に協力	・再流行に備えた、学校等における調査に協力
(7) 医療	・関係者対策会議を通じ医療体制の整備の協力	・府の要請に応じた医療体制の整備に協力	・府の要請に応じた医療体制の整備に協力	・府の要請に応じた医療体制の整備に協力	

◆・・・緊急事態宣言が発出された場合の措置

〈参考〉

新型インフルエンザ等対策特別措置法(抜粋)

(市町村行動計画)

第八条 市町村長は、都道府県行動計画に基づき、当該市町村の区域に係る新型インフルエンザ等対策の実施に関する計画(以下「市町村行動計画」という。)を作成するものとする。

2 市町村行動計画においては、おおむね次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 当該市町村の区域に係る新型インフルエンザ等対策の総合的な推進に関する事項
- 二 市町村が実施する次に掲げる措置に関する事項
 - イ 新型インフルエンザ等に関する情報の事業者及び住民への適切な方法による提供
 - ロ 住民に対する予防接種の実施その他の新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置
 - ハ 生活環境の保全その他の住民の生活及び地域経済の安定に関する措置
- 三 新型インフルエンザ等対策を実施するための体制に関する事項
- 四 新型インフルエンザ等対策の実施に関する他の地方公共団体その他の関係機関との連携に関する事項
- 五 前各号に掲げるもののほか、当該市町村の区域に係る新型インフルエンザ等対策に関し市町村長が必要と認める事項

3 市町村長は、市町村行動計画を作成する場合において、他の地方公共団体と関係がある事項を定めるときは、当該他の地方公共団体の長の意見を聴かなければならない。

4 市町村長は、市町村行動計画を作成したときは、都道府県知事に報告しなければならない。

5 都道府県知事は、前項の規定により報告を受けた市町村行動計画について、必要があると認めるときは、当該市町村長に対し、必要な助言又は勧告をすることができる。

6 市町村長は、市町村行動計画を作成したときは、速やかに、これを議会に報告するとともに、公表しなければならない。

7 第六条第五項及び前条第七項の規定は、市町村行動計画の作成について準用する。

8 第三項から前項までの規定は、市町村行動計画の変更について準用する。

舞鶴市新型インフルエンザ等対策行動計画(概要版)

舞鶴市保健福祉部健康増進課

〒625-0087 舞鶴市余部下 1167 舞鶴市保健センター

TEL 0773-65-0065 FAX 0773-62-0551

E-Mail kenzo@post.city.maizuru.kyoto.jp

